

長与町農業委員会議事録

令和6年2月26日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えてます。

長与町農業委員会

令和6年2月農業委員会総会

1. 日時 令和6年2月26日（月） 15時00分から17時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（11名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和	8番 池田 八千代
	9番 山口 和幸	10番 柿本 透	11番 山口 多美子
	12番 山中 庄八郎		

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（8名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
7番 谷口 勝久	8番 尾崎 勝文	

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	6番 栗山 将和	8番 池田 八千代
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農用地利用集積計画について		
第4	第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について		
第5	第4号議案 長与町農地利用状況調査員設置要綱の一部改正について		
第6	第1号報告 農地転用専決処分報告について		

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 昇
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主事	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、委員11人全員の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人全員の出席でございます。では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和6年2月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。6番 栗山 将和 委員、8番 池田 八千代 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が2件。

第2号議案 農用地利用集積計画が2件

第3号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請が3件

第4号議案 長与町農地利用状況調査員設置要綱の一部改正について

報告事項は 農地転用専決処分を3件 予定しております。

では、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。それでは1件目ですが、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、○○委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

(○○委員 退席後)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましては、No.1をご準備ください。登記簿と現況写真です。

1件目です。

整理番号 12

申請地 長与町高田郷（地番） 地目 畑 面積 1,003m² です。

農地区分は、農用地区域外となっています。

申請者は、

譲渡人が、長与町高田郷（地番） (氏名)

譲受人が、長与町高田郷（地番）（氏名）

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、譲受人は譲渡人の孫にあたります。申請地の持分4分の1を譲り受ける申請です。申請地は、現在野菜畠として利用されております。

譲受人の耕作地は、30,161m²、労働力は3人です。市街化区域となります。

今回の申請は、昨年12月に申請があったものと同じです。前回も申請地の持分4分の1を譲り受ける申請でしたが、今回も同じく持分4分の1を譲り受ける申請となります。

土地の所在を説明します。図面の左上に（事業所名）がございます。（事業所名）の南東側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長

この件については前回現地確認をしておりますので、今回現地確認はしておりません。説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問無し）

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

（挙手を確認 議長に報告）

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので許可することに決定いたします。退席されていた〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

（〇〇委員 着席後）

〇〇委員に申し上げます。申請があった、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、許可することに決定されたことを報告いたします。続きまして2件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

2件目です。4ページをご覧ください。資料につきましては、No.2をご参照ください。現況写真です。

整理番号 13

申請地 長与町斎藤郷（地番） 地目 畑 面積 946m² 以下2筆です。

2筆合計 1,154m²です。

農地区分は、すべて農用地区域内となっています。

申請者は、

譲渡人が、長与町斎藤郷（地番）（氏名）

譲受人が、時津町（地番）（氏名）

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、譲受人は申請地の隣地を耕作しており、譲渡人からの申し出により申請地を無償で譲り受けます。作物はみかんや野菜を予定しております。

譲受人の耕作地は、2,553m²、労働力は2人です。市街化調整区域となります。

次ページをご覧ください。土地の所在を説明します。図面の右側に（施設名）がございます。（施設名）の西側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、6ページで確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

谷口 勝久 推進委員

推進委員

7番

はい。説明を行います。2月15日午前9時30分から、水谷会長、崎山委員、渡邊委員、事務局職員2名、譲受人と私の7名で、現地を確認しました。譲渡人は野菜を作っていましたが、高齢でできなくなる前に、譲受人に無償で譲り受けてもらうとのことでした。譲受人は隣でミカンをつくっており、しっかり管理しており、問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

5番 渡邊 章三 委員

5番

はい。今、谷口さんが言われたとおりです。付け加えますと、なぜこの人が無償で譲り受けるのかなという疑問がありましたけども、話を聞いてみると、数年前から耕作をしてくれというお願いがあったと。その後、時間がたって自分も高齢だし、何とか今のうちに処分したいということで、隣の譲受人にお願いをしたそうです。譲受人は、時津町でぶどうを3反近くつくっておられて、この6ページの申請地の横は全部みかん畠です。それと、昨年イノシシの影響で、メッシュを全部張った状態です。今後の耕作については、イノシシも防げる

んじやないかなと思います。ここを放置するとまた荒廃地になりますので、案件としては問題ないと思います。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第2号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。事務局から1件目の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。第2号議案の2ページをお開きください。

1件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 時津町 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 岡郷 (地番) 地目 畑 面積 905m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は野菜です。

期間は、令和6年3月1日から令和9年2月28日までの3年間です。

令和3年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

年間の借賃は○○円です。なお、10aあたりは○○円となります。

土地の所在を説明します。図面左にバス停がございます。バス停の東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

尾崎 勝文 推進委員

推進委員 8番 説明します。2月15日の午前10時頃より水谷会長、崎山委員、山口委員、私と事務局2名の6名で現地確認を行いました。この畑は以前から（賃借人）が借りて野菜をつくっていた畑ということで、今でも玉葱などが植えられ、ちゃんと管理されていたので何の問題もないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

11番 山口 多美子 委員

11番 先ほど尾崎さんが言われたように、きちんと管理されていたので、継続で問題ないと思います。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので許可することに決定いたします。続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局	<p>続きまして、2件目です。次ページをお開きください。</p> <p>利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、 (氏名) 長与町本川内郷 (地番)</p> <p>利用権を設定する者の氏名及び住所は、 (氏名) 長与町本川内郷 (地番)</p> <p>利用権を設定する土地は、 所在 本川内郷 (地番) 地目 畑 面積 413m²です。</p> <p>利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は果樹です。</p> <p>期間は、令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間です。</p> <p>平成26年から借り入れており、今回1回目の更新となります。</p> <p>土地の所在を説明します。図面左下に(施設名)がございます。(施設名)の北東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。</p> <p>池田 洋祐 推進委員</p>
推進委員 1番	<p>はい。説明いたします。2月15日の11時より、水谷会長、崎山委員、池田委員、事務局2名、それと私の6名で現地を確認いたしました。当該農地は、これまで10年間の利用権設定を行っておりまして、今回更新ということでございます。今回は5年ということですね。確認したところ、しっかり果樹を栽培しておりましたので、問題ないと判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長 10番	<p>続きまして、担当農業委員さんお願いします。</p> <p>10番 柿本 透 委員</p> <p>説明をいたします。私が当日現地確認できなかつたんですけども、2月21日に現地を確認いたしました。今みかんを植えられてますけど、適切な管理をされているので問題ないかなと思います。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第3号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について」を審議に入りますが、ここで、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当することを申し上げます。

従いまして、従いまして、○○委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

(○○委員 退席後)

それでは第3号議案1件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、説明します。第3号議案の1ページをご覧ください。

1件目です。

整理番号 2

利用権を設定する者及び、利用権の設定を受ける者は、

長与町岡郷 (地番) (氏名)

権利対象の土地は、

所在 岡郷 (地番) 地目 畑 面積 229m² 以下2筆です。

2筆合計 2, 617m²です。

利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名はみかんです。

期間は、令和6年4月10日から令和11年4月9日までの5年間です。

平成31年から借り入れており、今回1回目の更新となります。

土地の所在を説明します。図面左下に(施設名)がございます。(施設名)の北東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

尾崎 勝文 推進委員

推進委員 8番 説明いたします。これも2月15日に水谷会長、崎山委員、山口委員、私、それから事務局2名で確認をしております。継続ということで、管理もしっかりとされていたので何の問題もないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

11番 山口 多美子 委員

11番 尾崎さんが言われたように、きちんと管理されていて、継続で問題ないと思います。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、要請することに決定いたします。退席されていた〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

(〇〇委員 着席後)

○○委員に申し上げます。申請があった、「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について」は申請のとおり要請することに決定いたしましたので報告いたします。

それでは2件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。

差し替え分の整理番号3をご準備ください。

(賃借人)は、新規就農者となりますので資料No.3も合わせてご覧ください。

整理番号 3

利用権を設定する者は、

長与町斎藤郷 (地番) (氏名)

利用権の設定を受ける者は、

長与町嬉里郷 (地番) (氏名)

権利対象の土地は、

所在 斎藤郷 (地番) 地目 畑 面積 1, 020 m² 以下3筆です。

3筆合計 2, 275 m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名はみかんです。

期間は、令和6年4月10日から令和16年4月9日までの10年間です。

新規の契約となります。年間の借賃は3筆合計○○円です。なお、10aあたりの単価は○○円となります。

土地の所在を説明します。図面の右側に(施設名)がございます。(施設名)の西側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

谷口 勝久 推進委員

推進委員
7番

説明を行います。2月15日午前9時30分から、水谷会長、崎山委員、渡邊委員、事務局職員2名と私の6名で、現地を確認しました。ここは、(賃貸人)がみかんをつくっており、(賃借人)が10年間借りて、引き続きみかんをつくっていくそうです。(賃貸人)は管理もしっかりしていて、いいみかんをつくっておられました。年をとて畑を荒らすよりもと思い、貸すことにしたそうです。(賃借人)にもしっかり管理してもらいたいと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

5番 渡邊 章三 委員

5番

はい。今、谷口さんが言われたとおりですけど、ちょっとつけ加えをいたします。今回の議案書が差し替えになっております。最初見たときは申請地が2筆だったんですが、再度（賃借人）に確認をしたところ、もう1筆追加ということで差し替えになっております。いちばん上のみかんの品種は佐世保、2番目と3番目はデコポンです。それと、資料の中に就農計画書というのが入っていると思いますが、この方は、みかん農家かどうかを確認してもらいました。専業ではなく、仕事を別にされていてここを借りたいということでした。その理由としては、前回、丸田の○○さんという方が専業でされております。この方と一緒にミカンを作りたいという意向のようです。中身については、谷口さんも言われたとおり、（賃貸人）が一生懸命作っておられましたが、高齢ということで、後をどうするかと悩んでいたところ、こういう形で貸してもいいということになったそうです。そのままだと荒れる一方ですから、つくっていただければ幸いかなということで、あとは（賃借人）と○○さんが管理をしっかりしていただければ、今以上のものができるんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、要請することに決定いたします。

続いて3件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>続きまして、3件目です。</p> <p>5ページをお開きください。</p> <p>整理番号 4</p> <p>利用権を設定する者は、 長与町岡郷（地番） （氏名）</p> <p>利用権の設定を受ける者は、 長与町岡郷（地番） （氏名）</p> <p>権利対象の土地は、 所在 斎藤郷（地番） 地目 田 面積 1, 339 m²です。</p> <p>利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。</p> <p>期間は、令和6年4月10日から令和10年4月9日までの4年間です。</p> <p>新規の契約となります。</p> <p>年間の借賃は 米〇〇kgです。なお、10aあたりは〇〇kgとなります。</p> <p>土地の所在を説明します。図面の左上に（施設名）がございます。（施設名）の南東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。</p> <p>谷口 勝久 推進委員</p>
推進委員 7番	<p>説明を行います。2月15日午前9時30分から、水谷会長、崎山委員、渡邊委員、事務局職員2名と私の6人で現地を確認しました。（賃借人）が申請地を新たに4年間借りて米をつくるそうです。他の場所にも借りて米をつくっており、管理もしっかりしているので問題ないと思います。以上です。</p>
議長 5番	<p>続きまして、担当農業委員さんお願いします。</p> <p>5番 渡邊 章三 農業委員</p> <p>今、谷口さんが言われたとおりでございます。ここの（施設名）の周りは圃場整備をしたところです。ほかにも貸している土地がありますが、誰もつくらないともう荒れてしまします。実は（貸人）にもお尋ねしたんですが、もう高齢でできないということでした。（賃借人）はここの圃場整備内の約4反6畝で水稻をつくっておられます。ここを含めると約6反ぐらいありますけども、田植から収穫まで、全部ご自身でされますので、もうこの人に代わる耕作者はいないんじゃないかなということで、いいと思います。以上です。</p>

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、要請することに決定いたします。

続いて、第4号議案「長与町農地利用状況調査員設置要綱の一部改正について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第4号議案 長与町農地利用状況調査員設置要綱の一部改正について、を説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

資料につきましてはNo.4をご準備下さい。

1枚目が新旧対照表、2枚目が平成24年度からの要綱、3枚目が令和2年度からの要綱です。今回の改正は、第6条の報酬を報償費に改めるとともに、額を定めるものです。資料1枚目の新旧対照表をご覧ください。左側が現行、右側が改正後です。現在の要綱では、

(調査員の報酬)

第6条 調査員の報酬は、長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第33号）に定めるところによる。

と定められておりましたが、条例に定めがなく、資料2枚目の第6条に記載されている1時間当たり〇〇円が適用されております。改正後は、

(報償費の額)

第6条 調査員の報償費の額は、1時間当たり〇〇円とする。

へ改正しております。この改正により令和6年度より1時間当たりの単価は、現在支給されている〇〇円から〇〇円となります。

今後の単価については、財政部局と協議した上で決定され、今回と同じように要綱の変更が必要となります。以上で、説明を終わります。

議長

ただ今、事務局から説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

5番 渡邊 章三 委員

5番

今の説明によりますと、条例にはなかったということでしたが、条例にないことをやつていたということでしょうか。

事務局

もともとは平成24年に作られた要綱の中で、〇〇円と定められておりました。その後令和2年度に、会計年度任用職員と同額にしようということで要綱の改正をしておりますが、その際に要綱の中では「条例に定めるところによる」と記載しているにもかかわらず、条例の方を改正していなかったため、旧要綱の〇〇円をそのまま流用した形でこれまで続いてきたという状態です。

1番

この件については、最低賃金との関連もありますので、引き続き財政部局とも協議を続けていきたいと思います。

議長

ほかにご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。議案第4号の「長与町農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する要綱」のとおり承認することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、提案のとおり承認されました。これから、報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について、事務局から1件目の説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。

1 件目、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出です。

椿林土地区画整理事業にかかる転用の届出となります。

報告事項の 1 ページをお開きください。

資料につきましては No. 5 をご参照ください。

1 枚目が土地利用計画平面図、2 枚目が現況写真と仮換地指定図です。売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所。

譲受人は、

氏名 (法人名)

住所 長与町高田郷 (地番)

譲渡人は、

氏名 (氏名)

住所 時津町 (地番)

2. 土地の所在等。

届出の筆は 1 筆で、登記地目は畠です。高田郷 (地番)、面積 5 6 1 m²

椿林土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり (街区番号)、面積 8 0 m² です。

4. 申請日 令和 6 年 1 月 2 3 日

5. 専決処分の日 令和 6 年 1 月 2 5 日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第 8 条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和 6 年 2 月 2 6 日

長与町農業委員会事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありました、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

続いて、事務局から説明をお願いします。

事務局

2 件目・3 件目は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出です。高田南土地区画整理事業の住宅用地としての転用届となっておりますので、まとめて報告いたします。

報告事項の 2 ページをご覧ください。資料につきましては No. 6 をご準備ください。

1 枚目に高田南土地区画整理事業の街区案内図、2 枚目以降に仮換地先の現況写真と仮換

地指定図となっておりますのでご参照ください。

2 件目

売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

氏名 (氏名)

住所 長崎市 (地番)

譲渡人は、

氏名 (法人名)

住所 福岡市 (地番)

2. 土地の所在等。

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。高田郷 (地番)、面積200m²です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり (街区番号)、面積73m²です。

4. 申請日 令和6年2月2日

5. 専決処分の日 令和6年2月5日

3 件目

次ページをご覧ください。

売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

氏名 (氏名)・(氏名)

住所 長崎市 (地番)

譲渡人は、

氏名 (法人名)

住所 福岡市 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。高田郷 (地番)、面積224m²です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載のとおり、(街区番号)、面積82m²です。

4. 申請日 令和6年2月2日

5. 専決処分の日 令和6年2月5日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和6年2月26日

長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありました、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし) のとき

以上で、報告事項を終わります。次に、行事報告を事務局お願いします。

(令和6年2月行事報告)

最後に、3月の日程について、事務局からお願いします。

事務局 3月25日（月）9時30分からはいかがでしょうか

(異議なし)

議長 以上を持ちまして、長与町農業委員会2月総会を閉会します。